広報紙等掲載用の広告(画像)の作成について

■広報紙「市報おぢや」

- -1 種広告のサイズは、おおむね縦 45.5ミリメートル、横 82ミリメートルとする。
- ・2 種広告(2 枠分)のサイズは、おおむね縦 45.5 ミリメートル、横 167 ミリメートルとする。
- ・3 種広告(4 枠分)のサイズは、おおむね縦 94 ミリメートル、横 167 ミリメートルとする。
- ・イラストレータ書類で作成、EPS 形式(拡張子が.eps)で保存し、バージョンは高くても CS6 までとする。
- ・フォントはすべてアウトライン化する。
- ・黒色 1 色で掲載する場合は、グレースケールにて作成する。(RGB を含まないものとする。画像 データも同様)
- 特色、レジストレーションを用いない。
- ・版下に使用する画像データについて

写真データは使用時のサイズで、解像度が 300dpi 以上、可視可能なものとする。

線画データは使用時のサイズで、解像度が 600dpi 以上、可視可能なものとする。

画像データは必ず埋め込みにする。

- 飾り枠など使用する場合は、枠も含め指定のサイズに収まるよう作成する。
- 特段、飾り枠などを使用しない場合は外枠線のカラーは「/」にする。
- ※電子データのほかに、紙媒体出力のイメージを 1 部提出ください。これには外枠線を入れてくだ さい。

■ホームページバナー広告

- ・縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- ・GIF 形式、JPEG 形式または PNG 形式の画像とする。
- ・アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。
- ・データ容量は4キロバイト以下とする。
- ·その他、裏面の小千谷市ホームページへの広告掲載に関する運用基準を遵守すること。

小千谷市ホームページへの広告掲載に関する運用基準

この基準は、市報おぢや及び小千谷市ホームページ広告掲載基準(以下「基準」という。)第3 に基づき、小千谷市ホームページにバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について定めるもののほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、広告を掲載する者が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(1) 禁止する表現

次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- ① 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ② アラートマーク(「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- ③ ラジオボタン(選択ができるような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス(入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)
- ⑤ プルダウンメニュー(下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)
- ⑥ GIFアニメ及びFLASH等の動的な表現のバナー画像

(2) 市ホームページとの区別

次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- ① 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- ② 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が 小千谷市の事業であると誤認しやすいもの。

(3) 色調

文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分に確保し、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(4) 解像度

文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。